

一般社団法人しながわ観光協会有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人しながわ観光協会（以下「協会」という。）が発行する冊子、パンフレット、ホームページ等（以下「媒体」という）への広告を掲載するために必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 掲載できる広告は、区民や利用者に公共性を有する有益な情報であり、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝等に係るもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 法令で禁止され、または法令に抵触するおそれのあるもの
- (5) その他、協会が発行する媒体の広告として妥当でないと認められるもの

(掲載の位置および大きさならびに広告掲載料)

第3条 広告を掲載する位置および大きさならびに広告の掲載料は、紙媒体においては別表第1に、電子媒体においては別表第2のとおりとする。

2 前項の場合において、広告掲載料の定めのないものについては、広告の面積、発行部数等を考慮し、事務局長が定める。

(広告の募集)

第4条 協会は、しながわ観光協会ニュース、チラシ等で広告掲載希望者を募集する。

(広告の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書（様式）に掲載しようとする広告の版下原稿を添えて、一般社団法人しながわ観光協会事務局（以下「事務局」という。）へ提出するものとする。

2 ホームページへの広告の掲載を申し込みできる者は、一般社団法人しながわ観光協会一般会員規約第3条に定める一般会員であるものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 事務局は、前条第1項の申込書を受理したときは、申込書を受理した順に速やかに掲載の可否を決定し、申込者に通知する。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告掲載料は、掲載の決定後、協会が指定する期日までに一括前納しなければならない。

らない。ただし、事務局長が必要と認めた場合にはこの限りでない。

(広告掲載料の返還)

第8条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責によらない理由によって、
広告掲載できなかったときは、返納するものとする。

(広告主の責任等)

第9条 広告の内容および版下原稿の作成経費は、広告主の責任および負担とする。

(広告掲載の取消)

第10条 広告主が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該広告の掲載を取り
消すことができる。

- (1) 広告掲載料の納入しなかったとき。
- (2) 広告掲載の取消の申出があったとき。
- (3) 広告の掲載決定後、当該広告を掲載することで、媒体の公共性を害する恐れが生じ
たとき。
- (4) ホームページの広告であって、ホームページの更新に支障があるとき。
- (5) この要綱に違反したとき。

2 事務局は、編集発行上やむを得ない事情が生じたときは、広告主と協議のうえ広告掲
載を取り消すことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表第1 (第3条、第4条関係)

冊子等

冊子等サイズ	掲載場所	金額	備考
A4判	裏表紙	24,000円	カラー
	裏表紙の裏	18,000円	
	本文中	14,000円	
A5判	裏表紙	12,000円	
	裏表紙の裏	9,000円	
	本文中	7,000円	

A 6 判	裏表紙	6,000 円	
	裏表紙の裏	4,000 円	
	本文中	3,500 円	
A 7 判	裏表紙	3,000 円	
	裏表紙の裏	2,000 円	
	本文中	1,800 円	

別表第 2（第 3 条、第 4 条関係）

ホームページ

規格（1 枠あたり）	金額（月額）
天地 84 ピクセル（固定）	10,000 円
左右 328 ピクセル（固定）	
ファイル形式 PNG 推奨（JPG または GIF でも可）	

備考 広告の掲載期間は、1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、9 ヶ月および 12 ヶ月の 5 種類の区分とする